

東都都第128号
令和2年1月27日

東金市都市計画審議会
会長 倉林 眞砂斗 様

東金市第2次都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、都市計画法第77条の2第1項の規定により、別添理由を添えて貴審議会の意見を求めます。

東金市長 鹿 間 陸 郎

(理由)

本市では、これまで「東金市都市整備基本計画」「東金市都市基本計画」「東金市都市計画マスタープラン」を策定し、長期的な視点に立った計画的な都市づくりを進めてきました。

平成28年に県では「千葉県東金都市計画区域マスタープラン」の見直しが行われたほか、現在、市の次期「総合計画」の策定作業が行なわれています。

このようなことから、国県等の都市計画の方針との整合性や次期「総合計画」との調整を図りながら、社会情勢、人口動向・構造の変化、土地利用の現状及び都市施設の整備状況等、本市を取り巻くさまざまな課題や環境の変化を適切に捉え、持続可能な都市を目指し、都市全体の総合的かつ一体的な都市づくりの指針となる計画を、現行「東金市都市計画マスタープラン」の目標年次が終了する令和2年度末(2020年度末)までに改定する必要性が生じています。

以上に挙げたような、今後の社会情勢の変化や本市の現状と課題を踏まえ、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、都市づくりの基本的な方針となる「東金市第2次都市計画マスタープラン」の策定について諮問します。

具体的には、本市の最上位計画である「総合計画(基本構想)」の策定状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

- 東金市の現状と課題
- 全体構想
- 地域別構想
- まちづくりの実現化方策

以上が御審議をお願いしたい事項であります。これらに関連する事項を含めて新しい時代の都市づくりの基本的な方針について幅広く御検討いただくようお願いいたします。なお、これらの課題は広範多岐にわたることから、審議の状況に応じ、審議の区切りがついた事項から逐次答申いただくことも御検討いただきますようお願いいたします。